

# 会 議 録

## 1 会議名

第4回大潟区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

・諮問事項（公開）

（1）（仮称）上越市体操アリーナの管理の在り方（諮問第60号）について

・報告事項（公開）

（1）総合事務所時間外受付の見直し（案）について

・協議事項（公開）

（1）自主的審議事項「鵜の浜温泉の活性化」について

・その他

## 3 開催日時

令和1年7月25日（木）午後6時30分から午後9時5分まで

## 4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：石田浩二、梅木英亮、金澤幸彦、君波豊、後藤紀一、佐藤忠治、佐藤博之、

新保正雄、内藤恒、中嶋浩、細井義久、柳澤周治、山田幸作、山本宏

（16名中14名出席）

・事務局：スポーツ推進課田中課長、石澤参事、石田副課長

鍵田大潟区総合事務所長、佐々木次長（総務・地域振興グループ長兼務）、

渡邊教育・文化グループ長、玉井総務・地域振興グループ総務班長、佐藤

総務・地域振興グループ産業建設業務窓口班長、朝日総務・地域振興グループ地域振興班長、水澤総務・地域振興グループ主任

## 8 発言の内容（要旨）

### 【佐々木次長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

### 【佐藤忠治会長】

- ・ 挨拶
- ・ 会議録の確認：内藤恒委員に依頼

### 【佐藤忠治会長】

3 諮問事項（1）「（仮称）上越市体操アリーナの管理の在り方（諮問第60号）について」審議を行う。スポーツ推進課の説明及び審議に先立ち、確認の意味も込めて事務局から諮問について説明してもらう。

### 【朝日班長】

諮問について説明。

### 【佐藤忠治会長】

今の諮問に関することだが、条例のどこの文言が変わったのか。

### 【朝日班長】

条例ではなくて、委員の手引きである。

### 【佐藤忠治会長】

手引きだけで変えていい問題なのかどうか疑問である。どういう経過で変わったのか。市議会でも議論をされたのか。

### 【朝日班長】

市議会でも議論があったかどうかは、区に話はなかった。自治・地域振興課からの通知では、他の地域協議会等で必ずしも「区域の住民の生活に及ぼす影響」の観点に沿った議論や答申が行われていない事例が散見されているということで、改めて確認の意味で

「適当」、「不適當」ではなくて、今ほど申し上げたものに改めるということで連絡があった。

【佐藤忠治会長】

オーレンプラザの建設に伴い、高田の地域協議会が「不適當」という答申を出して、それに対して市から地域住民の生活に支障があるかないかという答申を出してほしいというやりとりがあったことは知っているが、その後、こういう表現に変わったということとは聞いたことが無い。

【柳澤周治委員】

会長会議で説明はないのか。

【佐藤忠治会長】

ない。

【柳澤周治委員】

それはおかしいではないか。文書を作って勝手に、理由も説明しないで変えるなんて。上越市はそういう姿勢が間違っている。会長会議で説明が無いなんてルール違反である。「大潟区地域協議会では、その結末の説明があるまでは認められません。」ということで今日は区切りをつけておくべきである。

【佐藤忠治会長】

会長会議は毎年10月くらいである。

【柳澤周治委員】

重要なことは臨時会を開けばいい話ではないか。手続き論さえ無視するようであれば、「そんなことは大潟区は受けられない。」という姿勢をはっきりしなければだめだ。

【佐藤忠治会長】

その他に意見等はあるか。

【君波豊副会長】

オーレンプラザの問題があつて以降、諮問、答申の在り方について変更があつたという話があつたように記憶をしている。今までの諮問、答申がかなり狭められたという感

じを受けた。それが議論になった記憶がある。

**【柳澤周治委員】**

事前に各地域協議会に文言を含めて文書の提示があり、私共もそれを見落としたとか、忘れたとかであればやむを得ないと思うが、会長も会長会議でもそういう記憶が無いとおっしゃるから、それはちょっとおかしい話だと思う。そのへん事務局的にどうなのか。私共もこれらの説明を受けたのか。

**【鍵田所長】**

今ほどの件に関して、諮問については常にその地区の住民の生活に及ぼす影響の観点から諮問をさせていただくということは、申し上げさせていただいている。答申の内容について「適当」か「不適當」という表現であったものを、実際の諮問内容に合致する形で文言を修正させていただいたというふうにご理解をいただきたいと思う。

**【柳澤周治委員】**

それは分かる。その変わったという説明をどこでされたか。私共も1回聞いているのか。君波副会長は聞いているとおっしゃったが、私は記憶がない。

**【後藤紀一委員】**

この、住民の生活に及ぼす影響というように、非常に限定されたところになってきた。

**【柳澤周治委員】**

それは聞いたことがある。

**【後藤紀一委員】**

ここが最適かどうかという問題で、高田区では議論となり「不適當」という答申を出したが、住民の生活という観点からと限ったらどうなのかということで、結果的に変わっていったのか。

**【佐藤忠治会長】**

以前、(仮称)上越市体操アリーナの件であったと思う。あの時は皆さんからの意見で、道路にカーブがあり車の通行に支障があるため、そこを注意し付帯事項に確かに付けた。

【後藤紀一委員】

だいぶ前から、生活に影響があるかどうかで判断してくださいと変わってきたことは事実である。

【朝日班長】

そこは変わってきたが、改正があったわけではない。

【柳澤周治委員】

答申をまとめる時に、こうしてほしいという要請みたいなものが確かあったと思うが。以前の体操アリーナ自体の諮問の結論はどうであったか。

【朝日班長】

その時は「適当」とし、付帯意見を付けた。

【柳澤周治委員】

運動広場の時の結論は、「生活に支障なしと認めます。」という文言の整理であったか。

【佐藤忠治会長】

「適当」であった。

【柳澤周治委員】

「適当」であったのならおかしいのではないか。なぜ今回だけは、あえて強調しなければいけないのかということと「委員の手引き」である。「手引き」は、どこまで条例に匹敵する権限があるのか。手続きや、ルールを無視するような進め方、そういう姿勢は問題がある。だから「もう一度よく整理をして出直すべきであり、今日は議論の余地はない。」という整理をしたほうがよい。

【内藤恒委員】

体操アリーナの100メートル圏内にいるが、地域住民にどの程度の支障があるかは、今の時点よりも供用開始になってからのほうが大きいと思う。今は、工事の入り口側にはガードマンが立っている。この前、火事があったが、大きな支障はないと思う。しかし、供用開始になってから付近の住民にどの程度の影響があるかは、今の時点では計り知れない。もう1点、あと半年ほどで供用開始となる時点になっても、仮称でいいのか

どうか。その点を市側がどのように考えているのか。直前まで延ばすのか。

【佐藤忠治会長】

その件はまた別の議論である。この前議論したのは、「区域内の重要な公の施設の設置」の諮問の時である。設置、廃止、管理の在り方とその都度、その都度諮問がくる。だから今回は、管理にあたってということで諮問がきたということだ。今の諮問、答申に関して出た意見については、担当課の方に説明を求めるといってまとめてよいか。

(一同了承)

それではそのようにする。

【柳澤周治委員】

まとめて説明してもらわなければわからない。

【佐藤忠治会長】

この諮問、答申については改めて、自治・地域振興課から来てもらい説明を求めるといってほしいと思う。それでよろしいか。

(一同了承)

【柳澤周治委員】

地域協議会の設置当初の権能が、ものすごく狭まってきていると感じる。今回の諮問でも、大湊区に大きな施設を造るが、施設の良し悪しについては市議会でするので、地域協議会は口を出すなどということである。ただし、出た施設について近隣住民への影響や支障等の有無、その部分だけを地域協議会が答申しろと。その表現も「適当」、「不適当」ではなくて、より分かりやすいように、住民生活に支障があるかないかという表現に直せということは今言っている。もちろん予算的なものや条例的なものの権能は市議会にある。しかし条例上、施設がこの区の中に出ることが妥当かどうかということの住民の意思というのは地域協議会が決める権限がある。当然、その意思の中には、その設置が本当に適当かどうかという部分も含まれていい。そのことについて、市長は100パーセント尊重しなくてもよいと思うが、住民の意思としてちゃんと聞いてもらえるようなルールをきちんと設けておくべきである。その部分は容認すべきだ。それを表

現の仕方まであしろ、こうしろと言っている。やり方についても勝手に変えていくのは、大潟区住民の意思をあまりにも尊重していない。姿勢がおかしい。変わってきている。今日は帰ってもらっていい。説明だけしてもらい、表現的なものは、こちらの判断で「適当」か、「不適當」か決めればいい話である。そちらがこういう内容にしろと言う必要はない。

**【君波豊副会長】**

設置はもう決まっている。その管理についてなので、設置だったらもっと遡らなければならぬ。

**【柳澤周治委員】**

今はそういう話をしているのではなくて、それを含めて、なぜ今、こういう意見を出しているのかの背景を説明している。

**【佐藤忠治会長】**

意見は了解をした。今日は、諮問の説明をしていただいて、答申は次回ということに打合せをしているので、そのように対応していきたい。では、この諮問、答申についての説明の件はここで終了して、諮問の内容をスポーツ推進課から説明願う。

**【田中課長】**

資料No.1 について説明。

**【石田浩二委員】**

利用時間や休館日について異論はないが、諮問をされた利用時間が、今日、午後 9 時から午後 10 時に変更されている。これに関して市長は知っておられるのか。

**【田中課長】**

承知している。

**【石田浩二委員】**

そうであればこの公文書自体が有効ではないのではないのか。16日付の文書で9時として一緒に付いてきたものが、2枚目だけ変わるということは手続き上、修正か何かがないと一般的には認められない。そういう点はすぐ差し替えをすることが多いが、その

辺はいかがか。

【田中課長】

おっしゃることは理解した。自治・地域振興課に確認をさせていただき、必要であれば対応したい。

【石田浩二委員】

2枚の文書が一体のものであるという証明があればいいが、当日すり替っていると、本当に市長が承知しているのか疑問が残る。市長は9時という案に印鑑を押したのではないか、それはおかしいのではと思ってしまった。内々的な手違いだったと思うが。

【柳澤周治委員】

管理の在り方ということの諮問なので、関連がありお聞きするが、実際の管理、運用について、もう少し細かい利用規程や利用内規などを策定する予定はあるか。あるのであれば、本当は併せて提案してもらいたい。諮問に必要なのかもしれないが、例えば地元の体操グループ以外の団体が利用する時に、どういう条件なら利用が出来るのかということも知りたいわけだ。行政は、利用することは差し支えないと前々から言っているわけだから、その部分も含めて、管理の在り方の中に本来入れておくべきではないか。ただ、今は間に合わないということで後から出すというのであればいいのだが。そういう利用規程、利用内規がまずあって当然ではないか。それから、市の施設なので市が管理するというのは当然だが、指定管理制度を使って、指定管理者に任せることになっていくと思う。指定管理者が誰であるかというのは別にしても、そこまで含めて、そういう管理をしていくということまで入れなければならないと思うがどうか。

【田中課長】

利用規程は作っている段階であり、細かなところまで詰めている最中である。こういう利用があった時にどういう対応をするのかということだけではなく、2階の多目的室や会議室などもあるため検討している段階である。現時点ではお示しできないが、施設の全容が見えてくれば大潟区の皆さんだけでなく、何らかの形で公にしていくものと考えている。管理については、この場で何度かお話しているとおり、新設の建物について

は、最初から指定管理は考えていない。スタートは、機械警備や清掃など一部の業務の委託をしながら、管理部門も委託することも含めて直営という形である。

【柳澤周治委員】

そういう管理にしていくということを入れておく必要があるのではないか。今、管理の在り方を諮問しているわけだから、「管理の在り方については直営でいきます。」等、そういうことまで諮問の中に入れておく必要があるのではないか。

【後藤紀一委員】

管理についてというタイトルになっているが、これだけで管理についての諮問は終わりなのか。柳澤委員が言っているように、これだと非常に不十分だと思う。現に多目的に利用できると説明している町内会長もいる。私は本当にそうなると思えない。やはりきちんとする必要があると思う。管理の諮問というのはこれ1回で終わりなのか、それとも今後、細かい規程が決まる時にするのか。そうでないと住民にどういう影響が出るか判断できない。単なる開館時間と休みの日だけ諮問して終わりとなるのでは、本当にこの施設がどのように管理されるのか細かいところが分からないと判断できない。

【柳澤周治委員】

この中に入れなくてもいいのだが、少なくとも参考資料として年間の利用計画や利用頻度とかを今想定されている範囲でいいので出していただきたい。例えば、こんな計画で大会が開かれるとか、県、北信越の大会があるとか、あるいは小中学校の学年別、クラス別の大会があるとかを参考資料でもいいので出してもらう必要があるのではないか。先程の生活に支障があるかないかという観点からすると、大会の頻度によってどのくらいの車の通行量があるとか、それが付近の住民にどれだけ支障や騒音があるのかを近所の人は考える。仮に地域協議会で生活に影響はないと答申すれば、付近の住民から影響について聞かれた時にどう説明するか責任がある。スポーツ推進課は、大会等の利用が多くあると言ってきたが、それが計画としてあるのかということ聞かれた時に、参考資料として出してもらったほうがいいと思う。それぐらいの丁寧さが必要だと思う。「支障があるかないかの表現にしてください。」といった説明ばかり強調して、そういう肝心

なところの資料が出されていない。スポーツ推進課か自治・地域振興課の責任なのか分からないが、もう少し丁寧な諮問の内容にしてもらった方がいいのではないかと。

【田中課長】

利用の見通し等について、利用規程も併せて整理をしている段階である。

【佐藤忠治会長】

管理の在り方として提案されたのは、利用時間と休館日だけである。これでは不十分だという意見は当然である。管理をどのようにするのか、今の大潟体操アリーナと新しく造る上越市体操アリーナとの関連、あるいは大会利用等の内容が網羅されないと十分な審議に至らないと思う。今までこんなことはなかったと思うが。

【後藤紀一委員】

急いでいる理由があるのか。条例を作るとか、ここだけが必要だという何かがある。

【内藤恒委員】

利用規程の素案ぐらいは出きているだろう。柳澤委員も言われたが、利用規程、管理規程は基礎になるものである。それと、今現在、中学校にある体操アリーナは直営か、指定管理か。

【田中課長】

直営である。

【内藤恒委員】

今後、新体操アリーナは直営なのか、指定管理なのか。指定管理だと選ぶのも競争入札になる。そのへんの見通しを田中課長はどうお考えか。

【佐藤忠治会長】

さきほど田中課長から直営だとお話があったので理解いただきたい。

【内藤恒委員】

直営ですね。

【君波豊副会長】

詳細内容が伴っていないので判断もしにくいですが、我々が事前に資料をもらったのは開

館時間と休館日で、どういう対応をするか考えてきた。だが、ここでそれが10時になると、その1時間は夜間であり大きい。生活への支障は、9時より10時のほうが帰りの騒音等の問題も出てくる。いろいろ意見が出ているが、やはりそういった面での裏付けというか、使用人数によっては玄関に出る時の音や、車の騒音もある。そうすると本当に10時というのはいいのかという問題も出てくる。それと生活環境の面からみると、最高で24メートルの高さがある。先程も出たが、これから様子を見ないと分からないこともあるのではないかと。特に強風域の中にあるので、風の影響が一般家庭に影響を及ぼすということもありうるのではないかと。今日はそんな付帯意見をつける必要があるのではないかと考えてきたが、あまりに細かい条件が分からないので判断のしようがないと思っている。そんな自然環境に要する条件等は特に考えていないということなのか。

**【石澤参事】**

建物等について風の影響等はまだ分からないのではないかとという話だが、確かに分からないことが多々あるかと思う。建物を建てることについては諮問をさせていただき、「適当」という判断をしていただいた。当然これから風の影響であるとか予期せぬものが多々出てくる可能性はあると思う。それらについては、その都度、影響を最小限に抑えるように努めてまいりたいと考えているのでご理解をいただきたいと思う。

**【佐藤忠治会長】**

委員から意見が出たが、次回、我々が答申するのに、諮問の内容は時間と休館日しかないのだが、改めていろいろ付けて再度提案するという事を考えているか。もうこれでいいと思っているのか。

**【田中課長】**

管理の在り方の諮問事項として、利用時間と休館日の2つがルールとして決まっていると理解をしており、この2項目だけ記載させていただいた。先程いただいた意見の詳細な情報は、用意できる段階になったらお示ししたいと思う。

**【佐藤忠治会長】**

次回の地域協議会の答申を協議する間に、委員から意見の出た大会の見通しとか、管

理の規程とか内規とか、そういうものを参考資料として我々に示してもらえるか。

【田中課長】

配布するようになりたいと思う。今ここで何をというところまで申し上げられないが、少なくともご意見が出たような利用の見通し等、ご覧いただけるものは次回までには用意をしてお渡ししたい。

【佐藤忠治会長】

具体的に事務局と相談してお願いしたい。この内容だけでは不十分だということで多数の意見がある。

【中島浩委員】

私共は、管理の在り方という、資料として提出され説明のあった2項目なのか、それ以外にはないのかという捉え方である。「管理の在り方」と言ったら、繰返しになるが利用時間と休館日だけではない。新しい施設がここに出来るわけだから、この「管理の在り方」と言ったときに、もっと住民にとってわかりやすい、あるいは協議会にとってもわかりやすい内容の資料等があったらそれについてお話しいただき、我々も関連付けながら考えていきたいと考えている。

【金澤幸彦委員】

管理の在り方という題名のため、委員からいろいろな要求が出る。利用時間と休館日に絞った題名にしておけばこのようにはならない。「管理の在り方」とするから、管理の方法や中身はどうなのかという話になる。時間だけ決めてもらいたければ、ズバリそのものを題名として出してくれば何も問題はない。

【田中課長】

表題と諮問事項について、自治・地域振興課と協議しないと私の立場でお答えできない。少なくともこの表題と諮問事項について、定型ということで一貫しているはずである。ご意見はよく理解できたので、自治・地域振興課に伝えたい。

【金澤幸彦委員】

題名はそういうが、中身はおさまるのか。そのものズバリを題名に持ってくれば何で

もない。

【佐藤忠治会長】

自治・地域振興課と相談してもらい、タイトルを含めてもう一度提出してもらおうこと  
だと思うが。

【金澤幸彦委員】

時間的には、何も文句の付けようがない。

【佐藤忠治会長】

いつまでという期限はあるのか。次回の地域協議会は8月だが。

【田中課長】

9月の議会には提案したいと考えている。7月で諮問をさせていただき、8月に答申  
をいただければ間に合うという、こちらの都合であったが。

【佐藤忠治会長】

9月議会でどういう内容で出すのか。

【田中課長】

条例という形である。

【佐藤忠治会長】

委員から意見のあった管理の参考資料として、大会の見通し等はどうか。

【田中課長】

それらは条例とは関係ない。条例に規定するような休館日、利用時間、使用料、禁止  
事項等、施設の一般的な条例の中に盛り込む事項のうち、諮問事項としてはこの2つと  
いうことであった。9月議会に出すためにこのタイミングであった。

【佐藤忠治会長】

次回は8月22日に地域協議会を開催し、答申をする予定なので自治・地域振興課と  
相談して、それまでに整理をしてほしい。それでよろしいか。

【内藤恒委員】

私は、うみてらす名立、人魚館に長年勤めていたが、それぞれの施設に利用規程や管

理規程のマニュアルがあった。体操アリーナの利用規程もそういったものを参考にして作成したらいい。利用規程等を新しいパンフレットに盛り込まなければならないと思う。そのへん前向きに考えていただきたい。

**【佐藤忠治会長】**

8月の地域協議会で答申できるように、もう一度、スポーツ推進課と自治・地域振興課で協議をしていただき、提案をしてもらうということによろしいか。異議がないのでそのように取扱いたいと思う。いろいろ問題があるがよろしくお願ひしたい。

(スポーツ推進課退出)

**【佐藤忠治会長】**

次に、4.報告事項(1)総合事務所時間外受付の見直し(案)について、事務局から説明してもらう。

**【佐々木次長】**

資料に基づき説明。

**【後藤委員】**

正月の2日に母が亡くなったときにここに死亡届を出した。死亡届は7日間の届け出期間があるというものの、今年のように10連休になると、火葬、埋葬証明書をもらわないと火葬もできない。そういったときに人は動転もしているし、適切なアドバイス等が必要で、電話というわけにはいかない場合もある。今後は柿崎まで行くことになる。行けるうちはいいが、必ずしもみんながそうはいかない場合もあり不便になると感じる。今まで通りのサービスができないとしても、戸籍に関する届出をすべて集約するのはどうかと思う。柿崎に集約されても何も変わらないとなるのか。

**【佐々木次長】**

今回10連休という長い休みがあったが、その中でも何日か事務所を開いて受付対応をやっている。仮にまた長い連休等がある場合には、窓口対応をやることになると思う。その日に来ていただき手続きをしていただければありがたい。

【中嶋浩委員】

説明いただいた内容は、町内会長協議会でも説明されていると思うが、その時には文書は出ているのか。もう一点、今後の予定に関してだが、この件についてはこの説明で終わりか。今後どこかでこういう説明等はあるのか。

【佐々木次長】

6月26日に町内会長協議会があり、そちらでも同じようにこの資料をお示しして、ご意見等も頂いている。自治・地域振興課では13区を回っており、このように皆様方から意見をいただき、その意見を集約したなかで、その在り方について見直しをして、11月頃にこのような会を持てればと考えている。

【佐藤忠治会長】

そのほかにないか。

【君波豊副会長】

実績を考慮して、浦川原、柿崎、板倉区の総合事務所で統合するという形だと思うが、私は前回の産建グループの統合と全く同じような道を通っているという気がしてならない。実績をベースにするのであれば、大潟区だってそれなりに利用度がある。そういった面で公平性とか、なにも柿崎区にすべてを集中しなくてもいい気がする。それから火災の関係だが、消防団にはメールで連絡するとのことだが、今後は区内に火災が発生しても防災行政無線の放送はしないということなのか。気がかりなのは、大規模な延焼の恐れがある場合に、職員が登庁して対応を取ることだが、そんな時間的な余裕は無いと思う。その辺はもう一度考え直す必要があるという気がしてならない。他からそんな意見が出ていないのかどうか聞きたい。それから安全メールは、かなり登録者も増えてきていると聞いている。2万7千人から3万人近い方々が登録されているということだが、その辺の情報があれば教えていただきたい。

【佐々木次長】

火災の防災行政無線の大潟区内への広報については、流さないということで考えている。先ほど申し上げたとおり、消防団への出動については、メールで全団員に一斉送信

で流して火災現場に向かっていただくという対応をしている。安全メールの登録件数については、手元に情報を持っていないので、後ほど調べて回答させていただきたい。

【柳澤周治委員】

火災の防災無線を使ったお知らせだが、時間外はしないということによいか。

【佐々木次長】

時間外以外の日中も、夜間もである。

【柳澤周治委員】

何もしないのか。何でしないのか。

【佐々木次長】

今まで日中は放送していた。語弊があるかもしれないが、合併前上越市では火災の無線放送はしていない。そちらと統一させていただきたいという考えである。

【佐藤忠治会長】

住民サービスが低下する大きな問題であり、直接、自治・地域振興課が来て説明していただきたい。諮問事項にもあたる大きな問題だと思う。そういう問題意識は全然ないのか。住民生活に大きな変更がある大きい問題である。総合事務所から地域協議会に説明するだけでいいのか。

【後藤紀一委員】

夜間と休日は、まったくの無人になるのか。宿直員等はあるのか。

【佐々木次長】

宿日直者はいない。

【後藤紀一委員】

誰もいなくて、全く無人なのか。

【佐々木次長】

コミプラの管理人は、開館時間はいる。当直者はゼロであり機械警備等のシステムを入れるという考えである。

【佐藤忠治会長】

自治体としての体を成さないのではないかと思う。町の方がよっぽどよかった。

【後藤紀一委員】

総合事務所がなくなるのではないか。3つになるのではないか。あとは支所かなんかにしてしまっ。

【佐藤忠治会長】

いつの時代でも職員が宿直をしていたのだが。

【後藤紀一委員】

佐渡と一緒にいる。人口が減るということはそういうことだ。同じようにできないとなれば減らすしかない。

【君波豊副会長】

よく聞き取れなかったが、夜間は無人化ということではないのか。

【佐々木次長】

無人化である。

【佐藤忠治会長】

職員も宿直はしないのか。

【佐々木次長】

はい。

【梅木英亮委員】

なんのための住民サービスかわからない。いくら、縮小していくとは言っても住民に対する温かみがない。

【佐藤忠治会長】

11月に再度説明があるのか。

【佐々木次長】

はっきりと言えないが、そのころもう1回説明できればと考えている。

【佐藤忠治会長】

住民1人1人に影響があるのに、住民に直接説明はないのか。それこそ、住民説明会をして同意を求める大きな事項だと思う。地域協議会と町内会長協議会への説明だけでいい事項ではない。紙1枚で各総合事務所に説明させて、11月まで説明しないのは卑怯であると自治・地域振興課に伝えてもらいたい。

他になればこの件は終了する。

【柳澤周治委員】

1241万円というのは、13区全域のことなのか。それとも大瀨区だけか。

【佐々木次長】

大瀨区だけである。

【佐藤忠治会長】

宿日直の委託人数は現在何名か。

【佐々木次長】

総数で7人の方が、1回2人ずつ当直、日直をしている。

【柳澤周治委員】

火災の報知の件で、私は、安全メールがスマホに入るし、テレビでJCVを見ればわかる。だが高齢者が隣で火事になっていても、放送も入らず、安全メールやJCVがあるからそれを見てねというのはいかがなのか。例えばサイレンを鳴らすだけでもできないのか。合併前上越市はやってないから右へ倣えするという整理の仕方だけなのか。

【佐々木次長】

柳澤委員のご意見と同じような意見が町内会長協議会の時にもあった。高齢者にとってはパソコンやスマホが使えない方がいるため、もうしばらくは防災行政無線の運用を続けてくれないかという意見をいただいた。担当課に伝え、対応をどうするか検討しているところである。今回また同じご意見を頂いたということで伝えたい。

【柳澤周治委員】

強めに言っていただきたい。総意だと言ってください。

【梅木英亮委員】

隣の家が燃えていても全然わからないということになる。

【君波豊副会長】

防災行政無線は、そんなにコストが掛かっているのか。今回の事務事業評価の関係については、担当職員の机上の考え方が大きく出ているのではないかという気がしてならない。示された事務事業評価の関係について、全体的なことを、我々はこういう場でもう一度、お互いに検討しあう時間が必要であると思う。ところがどんどん準備は進められているような気がしてならない。そういう意味で、11月頃にそういう会議があるということなので、それまでによく意見をまとめておくつもりでいる。

【山田幸作委員】

今は宿直の方がいるから、夜間の火災の情報を防災無線で流すことができる。宿直がいなくなれば誰がやるのか。

【佐々木次長】

大火災などの緊急時の場合においては、職員が登庁して無線を流すことになる。

【後藤紀一委員】

実際、駆けつけて放送するまでの時間はどうするのか。タイムラグがある。

【佐々木次長】

実際、来るまでに時間がかかるという話があったが、そういう心配もあるということも伝えたいと思う。

【内藤恒委員】

この案だと木田庁舎と3地区の総合事務所以外は完全に宿日直は廃止するわけだ。経費節減とか人材不足とかいろいろあると思うが、体制に不備が出ないかどうかを考えられないか。私は長年、警察にもいたが、非常招集は必ず宿日直者が伝達する。いくらスマホなどが発達してもだ。

【佐々木次長】

危機管理的なものは大丈夫かということも担当課に伝えたいと思う。

【新保正雄委員】

事務の時間外の見直しについては、いずれ住基カードを使って、パソコンなりインターネットで印鑑証明などが取れるようにする準備のため前段階としてやっているのか。

【佐々木次長】

印鑑証明等は、マイナンバーカードを持っているとコンビニでも発行できるということもあるが、大まかに言うと総合事務所の機能、時間外について集約ができるのではないかということである。月3件、年間30数件しか届出等がなく、件数がだんだん少なくなってきた。それに対して費用対効果を考えた場合に、1千万円なり何百万円という金を使っていいものかどうかという部分で、考えをお示しさせていただいた状況である。

【新保正雄委員】

やはり時間外で一番必要なのは死亡届だと思う。あとは問題や支障はない。死亡届の受付だけきちんとしてもらえばいい。火災の防災行政無線は、サイレンも鳴らさない、何も鳴らさないというのは問題があると思う。隣家が火事になっていて、サイレンも鳴らなくてどうにもならないこともあるかもしれない。そういう場合は近所の人が、消防団が来るまで緊急の放水を始めるわけだ。それすらできなくなるのはどうなのか。

【佐々木次長】

いつ気づかれるかということもあると思う。

【新保正雄委員】

気づいて、消防が来るまで緊急消火をやらなければ駄目だろう。それすらもできなくなる可能性がある。

【佐々木次長】

実際、防災行政無線は速やかに流さなければならないが、私共も消防署から連絡をいただき、情報もらった中で流すような状況である。スマホや携帯を持っていない高齢者もいるが、私共からすると持っている方はすぐ情報を取れる状況にある。

【新保正雄委員】

持っている人はいいが、持っていない人はどうするのか。

【佐々木次長】

先ほどもお話しさせていただいたが、そういう方もいるので、防災行政無線については当分、今までどおりの運用をしてもらえないかというご意見を町内会長協議会の中でもいただき、今ほども地域協議会の委員さんからもいただいたということで、担当課へそういう意見がたくさん出たということ伝えて検討させていただきたいと考えている。

【金澤幸彦委員】

柿崎区の火災等の防災無線はどうなるのか。

【佐々木次長】

火災については流さない。

【佐藤忠治会長】

何で流さないのか。

【金澤幸彦委員】

柿崎区も元々は放送していたがそれも廃止ということか。

【佐藤忠治会長】

行政は、こういう案を考えること自体がお粗末だと思う。住民の気持ちに寄り添っていない。以前の頸北斎場の廃止の問題と同じだ。

【金澤幸彦委員】

柿崎区は宿直者がいても放送しないということは、何かほかに原因があるのか。

【柳澤周治委員】

足並みを揃えるということだろう。

【佐藤忠治会長】

合併前上越市が放送してないからだ。合併前上越市も放送すればいいのではないか。

【金澤幸彦委員】

合併前上越市がしていないから、区もやめろということか。

【柳澤周治委員】

そうである。

【後藤紀一委員】

合併前上越市は防災無線が各戸に配置されていたか。

【細井義久委員】

合併前上越市に防災無線は無い。

(複数の委員から「あるよ。」の発言)

【朝日班長】

昔は無かったが合併してから導入された。

【細井義久委員】

合併してからか。私の頭にあったのは合併する前のことだ。一般のお宅で「大瀧は防災無線つけましたよね。私たちのところは入っていませんよ。」と聞いた。

【朝日班長】

合併前は、例えば「熱中症に注意してください。」といった行政情報も合併前上越市では一切無い。

【金澤幸彦委員】

そこをきちんと説明しないと。今の話を聞くと、火災については知らせる意義が無いということだ。宿直だとか、人件費だとかそういう問題ではない。

【後藤紀一委員】

全部やらないということならばそうだ。

【金澤幸彦委員】

もう知らせる必要がないという判断でやめるのだろうと思う。そのように解釈する。

【細井義久委員】

今まで大瀧町で防災無線を取り付けたのが何にも役に立たなくなる。

【後藤紀一委員】

行政無線だ。

【金澤幸彦委員】

防災無線じゃなくて、これからは行政無線である。

【柳澤周治委員】

火災も災害であり、そのための無線放送であるのに、合併前上越市がやらないからやめるとは、逆にいいものは合併前上越市もやりなさいよっていう発想にならないのか。

どこで考えたのかわからないが、行政改革推進課ですか。

【君波豊委員】

周波数を変えて、お金をかけたわけである。それを、まだペイしないうちにその機能は使えませんよというのは考えられない。

【細井義久委員】

まだこれは案である。見直し案だ。皆さん、大きい声で意見を言ってください。案だから変えられるところはいくらでもある。私たちの要望することはいくらでも言える。

【金澤幸彦委員】

いろいろ意見が出ているようだから、これは精査していただきたい。

【佐藤忠治会長】

今の意見を自治・地域振興課に伝えてほしいと思う。

時間も押し迫っているなので、引き続き、自主的審議事項の「鵜の浜温泉の活性化について」に入りたい。事務局から説明してもらう。

【佐藤班長】

資料に基づき説明。

【佐藤忠治会長】

質問、意見はあるか。

【中嶋浩委員】

資料は、今日のために用意されたものか。2点目として、井戸が変わってきているの

で、それを受け入れる施設も変わってくるのは当然だが、当初、鵜の浜ニューホテルは温泉でなかったという記憶がある。いつごろから温泉となったか。3点目は、人魚館の減少の理由が風呂という話であったがほかにはないのか。

**【佐藤班長】**

資料については、柿崎区総合事務所から既存の資料を提供してもらった。2点目の鵜の浜ニューホテルがいつから温泉を引いたのかは把握していない。3点目については温泉の利用客ということで申し上げた。平成9年度は風呂の利用客が127,832人あったのが、平成30年度は65,245人で51パーセントまで減っている。プールは平成9年度に21,799人の利用、平成30年度には19,807人で約10パーセントの減少であり、風呂の利用客が大きく減っている。

**【佐藤忠治会長】**

ほかに無いようであれば報告事項は終了する。その他に移る。委員から何かあるか。

**【君波豊副会長】**

地域協議会だよりについて、明日、印刷して梱包したいと思う。編集委員は連絡した時間に集合していただきたい。

**【佐藤忠治会長】**

総合事務所から連絡等あるか。

**【朝日班長】**

頸北地区地域協議会委員合同研修会について、今年度は10月4日金曜日に頸城区を会場に開催予定である。詳細が決まったら、改めて周知したい。また、上越市議会女性フォーラムの案内を配付した。ご都合がつく方は参加をお願いしたい。

**【水澤主任】**

今年度の大潟区地域協議会委員視察研修のアンケート結果で、「地域おこしなどの色々な分野で成果を上げている先進地視察」、「講師に大潟区に来ていただき講演してもらう研修」、「(仮称)上越市体操アリーナや謙信公武道館など市内の施設の視察」の大きく分けて3つの意見がでていいる。次回以降に協議いただき内容を決定したい。

**【佐々木次長】**

第5回大潟区地域協議会は8月22日（木）午後6時30分より開催する。

**【佐藤忠治会長】**

本日予定された案件は終了した。

**【君波豊副会長】**

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-534-2111（内線 201、216）

E-mail：ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。